

事務連絡

平成23年3月22日

都道府県
各 指定都市 民生主管部局 御中
中核市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長補佐
厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長補佐
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長補佐
厚生労働省老健局高齢者支援課長補佐

「東北地方太平洋沖地震」の発生に伴う社会福祉施設等に対する介護職員等の派遣及び要援護者の受入れについて

標記について、各自治体からの御協力により、現時点の状況を別添のとおりとりまとめましたので、情報提供いたします。併せて、以下の点について、御承知おき下さいますようお願いいたします。

1. 介護職員等の派遣及び要援護者の受入れに係る調整の流れ

被災県（岩手県、宮城県、福島県）と被災県以外の自治体との調整については、当面の間、基本的には、被災県からの調整要望を厚生労働省において取りまとめた上で、厚生労働省から被災県以外の自治体に連絡・調整し、その後、被災県と被災県以外の自治体との間で調整していただくことを想定しています。

なお、被災県と被災県以外の自治体との間で、直接、連絡・調整を行う場合には、恐縮ですが、被災県以外の自治体から厚生労働省あてに適宜御報告いただきますよう、お願い申し上げます。

2. 避難所への介護職員等の派遣について

被災県において必要と判断される場合には、社会福祉施設等以外の避難所等に対する派遣についてもお願いすることとなりますので、御了承下さい。

なお、派遣に当たっては、派遣元の意向もあらかじめ確認することを申し添えます。

(参考資料)

- ・ 介護職員等派遣調査結果（3月22日現在）
- ・ 要援護者受入調査結果（3月22日現在）
- ・ 調整フロー図
- ・ 「東北地方太平洋沖地震」による社会福祉施設等に対する介護職員等の派遣に係る Q & A（3月22日版）

○問い合わせ先

高齢者関係施設……………老健局振興課人材研修係

永見係員：nagami-kazuki@mhlw.go.jp

（代 表） 03-5253-1111（内線3936）

（ダイヤル） 03-3595-2889

（FAX） 03-3503-7894

障害児・者関係施設……………障害保健福祉部障害福祉課福祉サービス係

加藤係員：katou-kouichi@mhlw.go.jp

（代 表） 03-5253-1111（内線3091）

（ダイヤル） 03-3595-2528

（FAX） 03-3591-8914

児童・母子・婦人関係施設……………雇用均等・児童家庭局総務課調整係

村本係長：muramoto-toshinari@mhlw.go.jp

岩瀬係員：iwase-toyoaki@mhlw.go.jp

（代 表） 03-5253-1111（内線7824）

（ダイヤル） 03-3595-2491

（FAX） 03-3595-2668

生活保護関係施設……………社会・援護局保護課予算係

櫻井係員：sakurai-takuma@mhlw.go.jp

（代 表） 03-5253-1111（内線2824）

（ダイヤル） 03-3595-2613

（FAX） 03-3592-5934

総括的事項……………社会・援護局福祉基盤課施設係

瀬口係長：seguchi-satoshi@mhlw.go.jp

高橋係長：takahashi-isao@mhlw.go.jp

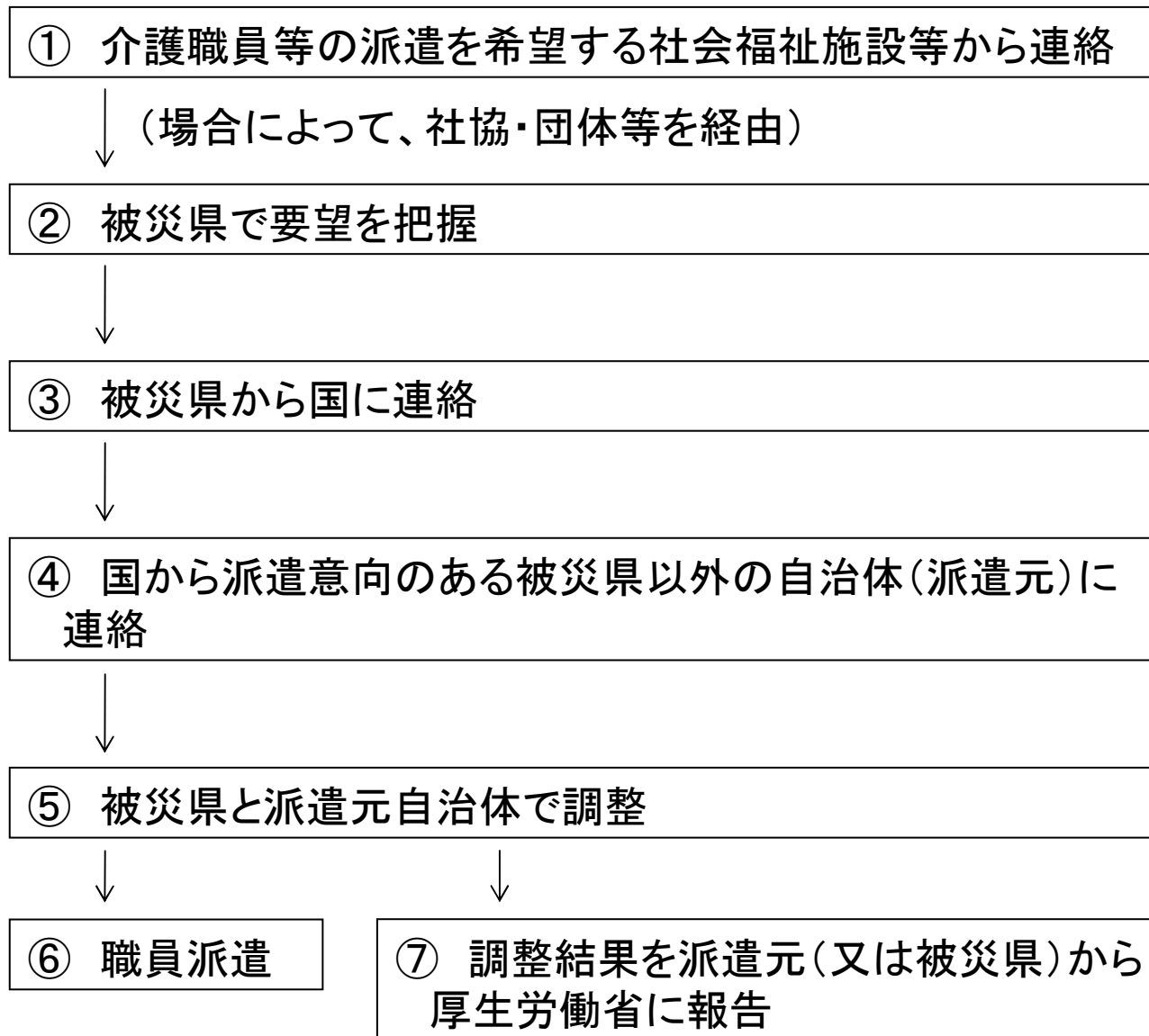
甲斐係員：kai-yuka@mhlw.go.jp

（代 表） 03-5253-1111（内線2845、2868）

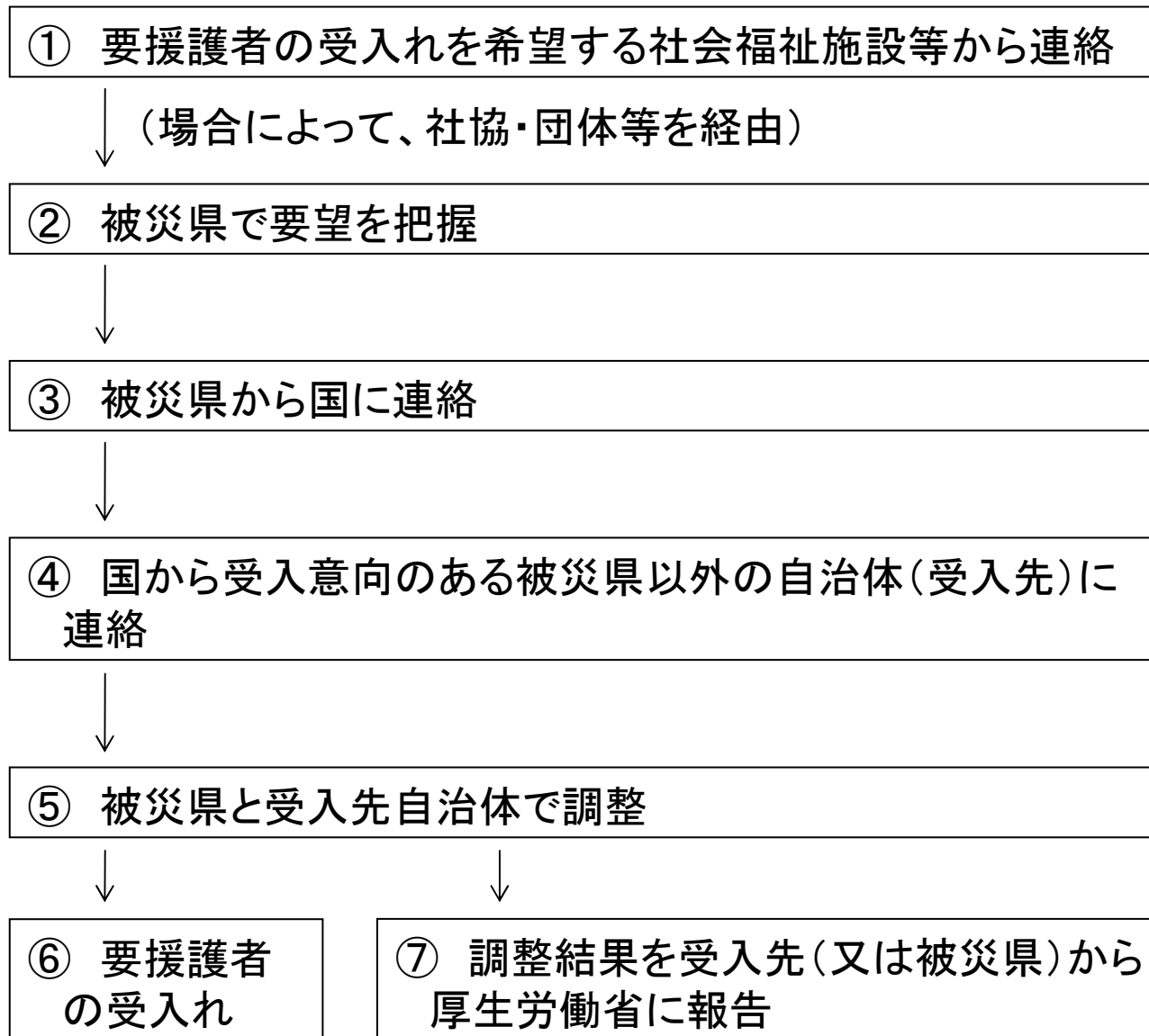
（ダイヤル） 03-3595-2616

（FAX） 03-3591-9898

介護職員等の派遣に係る調整の流れ (想定されるフロー図)



要援護者の受入れに係る調整の流れ (想定されるフロー図)



介護職員等派遣調査の結果について (速報値)

	(派遣可能職員数)
○高齢者関係施設	4, 127人
(うちホームヘルパー)	340人
(うち施設等介護職員)	2, 908人
(うち看護職員)	313人
○障害児・者関係施設	1, 811人
(うちホームヘルパー)	128人
(うち生活支援員・介護職員)	1, 193人
(うち保育士)	60人
(うち職業指導員・就労支援員)	104人
(うち社会福祉士・精神保健福祉士)	122人
(うち看護職員)	69人
○児童・母子・婦人関係施設	1, 016人
(うち児童指導員)	196人
(うち児童自立支援専門員)	12人
(うち母子指導員)	5人
(うち児童生活支援員)	2人
(うち保育士)	689人
○その他	65人
合計	<u>7, 019人</u>

【別紙】

派遣調査総括表 (高齢者関係施設)

(単位:人)

施設・事業所分類	ホームヘルパー	施設等介護職員	看護職員	左記以外の職員	計
介護老人福祉施設(特養)	7	1467	99	252	1,825
介護老人保健施設	5	312	66	65	448
介護療養型医療施設	0	78	27	18	123
養護老人ホーム	0	82	4	24	110
軽費老人ホーム	3	88	8	40	139
有料老人ホーム	4	121	20	21	166
適合高齢者専用賃貸住宅	2	7	3	1	13
認知症高齢者グループホーム	13	314	24	29	380
短期入所生活介護事業所	2	22	2	2	28
通所介護事業所	41	276	38	77	432
小規模多機能居宅介護事業所	16	85	8	8	117
訪問介護事業所	245	44	11	24	324
訪問入浴介護事業所	0	12	1	5	18
夜間対応型訪問介護事業所	2	0	2	0	4
合 計	340	2,908	313	566	4,127

※3月18日24:00時点:4079

3月22日14時現在

【別紙】

派遣調査総括表

(障害児・者関係施設)

87自治体分(未入力あり)

(単位:人)

施設・事業所分類	ホームヘルパー	生活支援員 介護職員	保育士	職業指導員 就労支援員	社会福祉士 精神保健福祉士	看護職員	左記以外の職員	計
全国	103	24	0	1	4	2	6	140
まとめ	11	267	12	67	54	9	33	453
訪問系サービス(注1)								
日中活動系サービス(注2)	7	480	3	16	12	11	29	558
障害者支援施設	1	50	0	2	2	0	3	58
GH・CH	0	300	4	13	9	3	22	351
旧体系サービス(注3)	6	68	41	4	16	42	40	217
障害児施設(注4)	0	4	0	1	25	2	2	34
精神障害者社会復帰施設等(注5)								
合 計	128	1,193	60	104	122	69	135	1,811

(注1)「訪問系サービス」は、居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援をいう。

(注2)「日中活動系サービス」は、療養介護、生活介護、児童デイサービス、短期入所、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型をいう。

(注3)「旧体系サービス」は、旧身体障害者更生施設(通所を含む。)、旧身体障害者療養施設(通所を含む。)、旧身体障害者入所授産施設、旧身体障害者通所授産施設、旧知的障害者入所更生施設、旧知的障害者通所更生施設、旧知的障害者入所授産施設、旧知的障害者通所授産施設、旧知的障害者通所授産施設、旧知的障害者通所授産施設をいう。

(注4)「障害児施設」は、知的障害児施設、自閉症児施設、知的障害児通園施設、盲児施設、ろうあ児施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設、肢体不自由児療護施設、肢体不自由児通園施設、重症心身障害児施設、重症心身障害者(者)通園事業をいう。

(注5)「精神障害者社会復帰施設等」は、精神障害者入所授産施設、精神障害者通所授産施設、精神障害者生活訓練施設、精神障害者福祉ホーム(B型)、身体障害者福祉工場、知的障害者福祉工場、精神障害者福祉工場、身体障害者小規模通所授産施設、知的障害者小規模通所授産施設、知的障害者小規模通所授産施設をいう。

※ 依類自治体からは、被災した岩手県、宮城県、福島県、仙台市、郡山市、いわき市の7県・市を除く。

派遣調査総括表 (児童・母子・婦人関係施設)

(単位:人)

	施設・事業所分類	児童指導員	職業指導員	児童自立支援 専門員	母子指導員	児童生活支援 員	保育士	左記以外の職員	計
全国	乳児院	2	0	0	0	0	16	5	23
	児童養護施設	161	0	0	0	0	34	32	227
	情緒障害児短期治療施設	6	0	0	0	0	0	7	13
	児童自立支援施設	1	0	12	0	2	0	0	15
	母子生活支援施設	10	0	0	5	0	5	10	30
	保育所	0	0	0	0	0	616	28	644
	児童厚生施設	8	0	0	0	0	5	9	22
	児童家庭支援センター	0	0	0	0	0	4	2	6
	婦人保護施設	0	0	0	0	0	0	1	1
	児童自立生活援助事業所 (自立援助ホーム)	0	0	0	0	0	0	0	0
	小規模住居型児童養育事業所 (ファミリーホーム)	0	0	0	0	0	0	0	0
	放課後児童健全育成事業実施施設 (放課後児童クラブ)	7	0	0	0	0	8	11	26
	その他 ()	1	0	0	0	0	1	7	9
	合 計	196	0	12	5	2	689	112	1,016

【別紙】

派遣調査総括表 (生活保護関係)

(単位:人)

	施設・事業所分類	指導員	介護職員	看護職員	左記以外の職員	計
全国	救護施設	5	60	3	4	65
	更生施設	0	0	0	0	0
	合 計					

平成 23 年 3 月 22 日 (火) 14 時現在

要援護者の受け入れ調査の結果について (速報値)

	(受入施設数)	(受入可能人数)
○高齢者関係施設	8, 292 施設	31, 294 人
(うち特別養護老人ホーム)	2, 840 施設	10, 991 人)
(うち老人保健施設)	1, 311 施設	5, 061 人)
○障害者関係施設	2, 798 施設	8, 756 人
○児童・母子・婦人 関係施設	2, 204 施設	6, 752 人
○その他	133 施設	734 人
<u>合計</u>	<u>13, 427 施設</u>	<u>47, 536 人</u>

受入調査総括表

(高齢者関係施設)

平成23年3月22日現在速報値

施設分類	施設コード	定員	現員	現時点の緊急受入可能数(注1)		現在の避難者受入済数(注2)	
				施設数	人数	施設数	人数
介護老人福祉施設(特養)	1	255,945	203,039	2,840	10,991	136	492
介護老人保健施設	2	154,478	120,081	1,311	5,061	35	232
介護療養型医療施設	3	28,994	26,205	388	1,448	4	10
養護老人ホーム	4	36,153	28,153	430	2,537	13	102
軽費老人ホーム	5	32,317	26,189	516	2,029	4	9
有料老人ホーム	6	84,788	41,640	916	4,446	7	22
適合高齢者専用賃貸住宅	7	6,431	3,654	111	760	0	0
認知症高齢者グループホーム	8	44,651	40,180	1,554	3,365	12	23
単独型老人短期入所施設	9	6,261	5,971	226	657	19	45
合計		650,018	495,112	8,292	31,294	230	935

(注1)「現時点の緊急受入可能数(人数)」とは、現在の避難者受入済とは別に、今後、受入が可能と考えられる人数。

(注2)「現在の避難者受入済数(人数)」とは、地震の発生に伴い受け入れた避難者の現在の人数。

受入調査総括表(障害福祉関係)

施設 区分	施設 番号	定員	現員	現時点の緊急受入可能数(注1)			現在の避難者受入済数(注2)			
				人数			人数			
				施設数	身体	知的	精神	施設数	人数	人数
障害者支援施設	10	41,779	39,792	653	2,603	894	1,475	60	76	34
グループホーム	11	5,945	4,798	393	795	27	336	279	7	27
ケアホーム	12	9,441	6,308	534	929	24	626	172	14	1
福祉ホーム	13	596	460	32	98	28	27	24	2	0
療養介護事業所	14	460	373	5	14	10	0	1	1	0
宿泊型自立訓練事業所	15	526	376	23	64	4	10	32	0	0
短期入所事業所	16	2,284	775	197	491	137	290	22	14	13
身体障害者更生施設	17	1,637	1,234	24	113	100	9	1	0	0
身体障害者療護施設	18	4,651	4,475	90	249	231	0	0	1	0
身体障害者授産施設	19	1,754	1,499	41	228	216	11	0	0	0
知的障害児施設	20	5,866	4,987	111	421	5	404	2	13	0
盲ろう児施設	21	515	443	12	24	10	2	4	1	0
肢体不自由児施設 (指定医療機関を含む)	22	2,581	1,900	39	196	168	10	0	2	1
重症心身障害児施設 (指定医療機関を含む)	23	9,208	8,541	83	312	187	120	3	13	7
知的障害者更生施設(入所)	24	21,440	19,686	323	1,311	9	1,255	9	17	10
知的障害者授産施設(入所)	25	4,073	3,714	63	280	5	258	6	3	0
知的障害者通勤寮	26	1,816	1,584	47	141	0	125	0	2	0
精神障害者生活訓練施設	27	1,984	1,263	86	343	0	0	343	7	0
精神障害者福祉ホームB型	28	924	619	32	105	0	2	103	1	0
精神障害者入所授産施設	29	264	167	10	39	0	0	39	0	0
合 計	-	117,744	102,994	2,798	8,756	2,055	4,960	1,100	174	93

(注1)「現時点の緊急受入可能数(人数)」とは、現在の避難者受入済とは別に、今後、受入が可能と考えられる人数。
(注2)「現在の避難者受入済数(人数)」とは、地震の発生に伴い受け入れられた避難者の現在の人数。

受入調査総括表 (児童・母子・婦人施設)

施設分類	施設コード	定員	現員	現時点の緊急受入可能数(注1)		現在の避難者受入済数(注2)	
				施設数	人数	施設数	人数
乳児院	30	3,195	2,881	91	297	0	0
児童養護施設	31	28,162	25,437	435	2,493	0	0
情緒障害児短期治療施設	32	1,100	890	23	161	0	0
児童自立支援施設	33	2,104	1,521	40	295	0	0
母子生活支援施設	34	4,362	3,418	155	852	0	0
助産施設	35	1,339	452	100	316	3	7
婦人保護施設	36	1,070	445	33	287	0	0
小規模住居型児童養育事業所 (ファミリーホーム)	37	458	367	56	115	0	0
里親(児童1人受入)	38			640	640	0	0
里親(児童2人以上受入)	38			631	1,296	0	0
合計				2,204	6,752	3	7

(注1)「現時点の緊急受入可能数(人数)」とは、現在の避難者受入済とは別に、今後、受入が可能と考えられる人数。

(注2)「現在の避難者受入済数(人数)」とは、地震の発生に伴い受け入れた避難者の現在の人数。

受入調査総括表 (生活保護関係施設)

施設分類	施設コード	定員	現員	現時点の緊急受入可能数(注1)		現在の避難者受入済数(注2)	
				施設数	人数	施設数	人数
救護施設	39	13,525	13,551	129	694	9	0
更生施設	40	472	363	4	40	0	0
合計				133	734	9	0

(注1)「現時点の緊急受入可能数(人数)」とは、現在の避難者受入済とは別に、今後、受入が可能と考えられる人数。

(注2)「現在の避難者受入済数(人数)」とは、地震の発生に伴い受け入れた避難者の現在の人数。

「東北地方太平洋沖地震」による社会福祉施設等に対する介護職員等の派遣に係るQ&A

（* 当面の考え方であり今後変更がある可能性もあります。前回からの追加、変更点については朱書きにしております。）

2011/3/22版

番号	区分	質問事項	対応方針・課題等
1	職員の処遇	・派遣職員の人件費(各種手当含む)や滞在費はどうか。	<ul style="list-style-type: none"> ・要援護者の受け入れを行った社会福祉施設等に対しては、施設種別ごとに介護報酬、自立支援給付又は措置費が支弁されており、更に福祉避難所として委託を受けた社会福祉施設等については、被災者10人につき1人の介助員等の配置に要する経費が災害救助費から支払われることとなっています。 ・このため、応援職員を受け入れた施設は、当該経費を活用して応援職員に対する人件費及び滞在費を負担するものとし、支給に当たっては、応援職員の活動内容等を考慮するとともに、応援施設とも協議の上、決定するようお願いいたします。 ・なお、社会福祉施設等以外の避難所等に対する職員派遣の経費については、現在検討中です。
2	職員の処遇	・派遣職員の交通費は、災害救助費の対象となるか。(被災自治体を通じて応援職員の派遣を依頼するものであり、災害救助費の対象としていただきたい。)	<ul style="list-style-type: none"> ・お見込みのとおりです。
3	職員の処遇	・派遣職員の身分は職員か、またはボランティアか。	<ul style="list-style-type: none"> ・応援職員は、職員受入施設の職員として勤務することになります。また、応援施設からの派遣の場合は、在籍出向の形となります。
4	職員の処遇	・派遣される職員に労災保険の適用はあるのか。(現地に着くまでが通勤災害になるか否か。)	<ul style="list-style-type: none"> 派遣される職員が現地施設に職員として採用される場合であれ、応援施設からの在籍出向の場合であれ、現地での業務上又は通勤による災害についてはもちろん、自宅又は応援施設から現地施設への移動の際の事故についても、労災保険の対象となります。
5	職員の処遇	・専門職種が異なる施設への派遣もあり得るのか。(例)保育士が老人施設へ派遣されるなど。	<ul style="list-style-type: none"> ・可能な限りマッチングするよう調整したいと考えております。なお、マッチングに当たっては、応援施設・職員及び職員受入施設の意向を確認いたします。
6	職員の処遇	・派遣職員について、1人当たりの派遣期間はどの程度か。	<ul style="list-style-type: none"> ・派遣期間については、可能な範囲内でお願いしたいと考えております。
7	職員の処遇	・実際に派遣先で働く勤務先はどのような施設なのか。また、どの自治体で勤務することになるのか、希望を聞いてくれるのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・実際の派遣先としては、被災県における社会福祉施設等を想定しております。また、マッチングに当たっては、応援施設・職員の意向を確認いたします。
8	派遣元施設	・職員を派遣することによって、施設配置基準を下回ることもなってもよいのか。その場合、報酬は減算対象となるのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の処遇に著しい影響が生じない範囲であれば、応援職員の派遣により、配置基準を一時的に下回ってもやむを得ないものと考えており、自治体におかれてもご配慮をお願いいたします。また、報酬については、減算対象とはなりません。
9	災害救助費	・災害救助費の負担割合如何。また地方負担は被災地か、派遣元県か。	<ul style="list-style-type: none"> ・負担割合については、自治体の財政力及び救助に要した額に応じて、国が5割～9割負担します。なお、地方負担分は被災地(災害救助法が適用された都道府県)となります。
10	災害救助費	・災害救助費はいつ頃支払われるのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・原則的に精算払いになりますが、救助に要する費用が多額である等の場合には国庫負担概算額の一定割合について概算払いも可能です。
11	災害救助費	・災害救助費の対象となる経費の範囲、支払い等の基準を定めた要綱等はあるのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・「災害救助費の国庫負担について」をご参照ください。
12	その他	・別添イメージ図によると、厚労省が全国団体を通じて各県団体に協力依頼をするようだが、団体名や依頼内容について情報があるのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・厚労省が全国団体に依頼した文章は、自治体に対しても参考送付いたします。その際、送付先団体についても情報提供いたします。
13	その他	・×切が過ぎた後も介護職員等の派遣に応募することはできるのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・お見込みのとおりです。その場合には、随時御相談下さい。
14	その他	・派遣登録後のスケジュールについてはどのようになるのか。 ・5月以降に派遣可能な職員の取扱いについて追加募集はあるのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・今後、被災県の要請を受けて調整を行い、その後派遣をお願いすることになります。なお、被災県の事情によっては、直ちに派遣をお願いすることもありますのでご留意ください。 ・今回の調査は、当面の派遣可能人数を把握するためのものです。今後、被災県からの要請があれば、5月以降の派遣可能人数についても、追加調査したいと考えております。